

公告

次のとおり募集を行います。

令和 8年 6月19日

名古屋市長 広沢 一郎

1 募集の概要

(1) 募集の名称

- ・この募集の名称は、「野跡駅前市有地開発事業者募集」とします。

(2) 募集の内容

- ・本市は、本市から土地を購入又は賃借して開発する事業者を募集します。
- ・この募集の条件及び手続は、「野跡駅前市有地開発事業者募集要項」に定めるとおりです。

(3) 本市が売却又は賃貸する土地

所在・地番	面積
名古屋市港区野跡三丁目 1番 1	2,707.36㎡
名古屋市港区野跡四丁目 2番 3	3,950.00㎡
	合計6,657.36㎡

- ・売却の場合の売買代金は、538,000,000円以上です。
- ・賃貸の場合の賃料は、月額1,750,000円以上です。

(4) 事務局

- ・この募集の事務局及び書類の提出先は、次のとおりです。

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課

担当者：富樫、山田

〒460-8508名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市役所西庁舎 4階

電話番号：052-972-2777

電子メール：a3974@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

2 応募の資格

(1) 応募の資格

・この募集に応募できる者は、次の①及び②に示す条件を満たす法人又は複数の法人で構成する共同体（以下「グループ」といいます。）です。

① 次のすべてに該当すること。

ア 次表に示す基準に適合する者又は親会社等の信用補完によりこれと同等の財務的基盤を有すると本市が認める者。グループで応募する場合は、すべての構成員が次表に示す基準に適合する者又は親会社等の信用補完によりこれと同等の財務的基盤を有すると本市が認める者。

事項	基準
経常損益	直近 3期の決算において、3期連続の赤字でないこと。
純資産	直近期末において、マイナスでないこと。

イ 1,000平方メートル以上の土地を開発して事業を実施した実績を有する者。グループで応募する場合は、構成員のいずれかが1,000平方メートル以上の土地を開発して事業を実施した実績を有する者。

② 次に示す欠格事由のいずれにも該当しないこと。グループで応募する場合は、すべての構成員が次に示す欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ア 国税、地方税その他公租公課を滞納している者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項各号のいずれかに該当する者。

ウ 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。

オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。

カ この募集の公告の日から最優秀提案者の決定までの間に名古屋市指名停止要綱（平成15年名古屋市15財用第 5号）に基づく指名停止の措

置要件に該当する行為をした者。

- キ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等及び愛知県警察本部長が締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年名古屋市19財管第 253号）に基づく排除措置の対象となる者。

3 参加申込

(1) 受付期間

- ・令和 8年 6月22日(月)から令和 8年 7月24日(金)まで（ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に定める本市の休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）
午前 8時45分から午後 5時30分まで（ただし、正午から午後 1時までを除きます。）

4 応募申込

- ・応募の資格のない者の応募及び応募に関する条件に違反した応募は、受け付けません。

(1) 受付期間

- ・令和 8年 9月28日(月)から令和 8年10月 9日(金)まで（ただし、休日を除きます。）
午前 8時45分から午後 5時30分まで（ただし、正午から午後 1時までを除きます。）

5 契約書作成の要否

- ・要